



島本町生物多様性保全・創出ガイドライン



島本町

第1章 生物多様性とは	2
1. 生物多様性のレベル	2
2. 私たちが受ける生物多様性の恩恵	3
3. 生物多様性の4つの危機	4
第2章 ガイドライン策定にあたって	5
1. ガイドライン策定の背景と目的	5
2. ガイドラインの位置付け	5
第3章 島本町における生物多様性	6
1. 島本町の自然	6
2. 島本町のあゆみ	8
3. 島本町における生物多様性の現状と課題	9
第4章 島本町の生物多様性を保全・創出していくために配慮すべきこと	11
1. 島本町の生物多様性に対するビジョンと考え方	11
2. 配慮事項と取組内容の考え方	11
3. 配慮事項・取組内容	12
資料編	16
1. 島本町における自然環境の概況	16
2. 過去に実施した住民アンケート結果	21
3. ガイドライン策定の検討経過	24

第1章 生物多様性とは

1. 生物多様性のレベル

地球上の生物は約40億年という長い歴史の中で様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生物が生まれました。これらの生物は一つひとつに個性があり、全て直接的・間接的に支え合って生きています。

このような生物の豊かな個性とつながりのことを生物多様性と呼び、生物多様性には生態系・種・遺伝子の3つのレベルがあります。

(1) 生態系の多様性

森林、河川、沿岸、湿原、草原、里地里山など、色々な自然環境があります。異なる自然環境には、異なる生物が生息しており、それぞれ独自の生態系があります。



(2) 種の多様性

動物、植物、菌など様々な生物がいます。



(3) 遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、行動などに多様な個性があります。



2. 私たちが受ける生物多様性の恩恵

私たちが日々当たり前と思っている事柄の多くは生物多様性と深く関連しており、生物多様性が基礎をなす生態系から受ける恵み（生態系サービス）を享受しています。

(1) 生命の存続基盤

私たちの呼吸に必要な酸素は、数十億年の間に植物の光合成によって生み出されてきたものです。また、雲の生成や雨による水の循環、それに伴う気温・湿度の調整も、森林・湿原が水を蓄える働きなどが関係しています。豊かな土壌は、動物の死骸や植物が分解されて形成され、窒素・リンなどの栄養分が森から河川を通じて海までつながり、豊かな生態系をはぐくんでいます。

(2) 有用性の源泉

私たちの生活は、食べ物、木材、繊維、医薬品など、様々な生物を利用することで成り立っています。農作物は、害虫やそれらを食べる鳥、受粉を助ける昆虫、土壌中の微生物などのつながりの中で育ち、水産物もプランクトンや海藻・貝・魚などが繋がりあう海の生態系より供給されています。

(3) 豊かな文化の根源

各地域には、地域固有の生物多様性とも深く関連した様々な知識や技術、豊かな感性や美意識が培われます。例えば、全国各地に異なった味噌や日本酒など、地域の微生物と食材が織り成す地域固有の食文化があります。

(4) 安全・安心の基礎

豊かな森林は、山地災害の防止や土壌の流出防止、飲み水の確保に繋がり、サンゴ礁やマングローブなど自然の海岸線が残された地域では、津波の被害が小さかったという例が報告されています。また、農地において生態系の健全性を高めるために、農薬や化学肥料を使いすぎないことは、食物の安全性を高めるとともに、土壌微生物の活動を活発にし、天敵による害虫防除の機能を発揮することに繋がっています。

3. 生物多様性の4つの危機

生物多様性は、4つの危機にさらされています。これらの危機により、生物多様性からの恵みが失われつつあり、私たちの生活に様々な影響が生じてきています。

(1) 人間活動による危機

人の活動が引き起こす負の要因による生物多様性への影響のことです。生息・生育地の減少や環境の悪化、生物の乱獲などによる種の絶滅・減少が今も続いています。

(2) 自然に対する働きかけの縮小による危機

自然に対する人の働きかけが減ることによる影響のことです。かつては薪や炭などの材料などを得るために里山や草原を人の手で管理し、環境を維持していましたが、それらの材料が利用されなくなった結果、管理されなくなり、その環境に生息する生物が危機に瀕しています。また、二ホンジカ、イノシシなどの生息数が増加し、分布域が拡大することで、深刻な農林業被害や生態系への影響が発生しています。

(3) 人間により持ち込まれたものによる危機

外来生物や化学物質などを人が持ち込むことによる生態系への影響のことです。国内の他の地域から持ち込まれたものも含め、アライグマなどの外来生物は、その地域にもとからいた生物の生息を脅かし、交雑して遺伝的な攪乱をもたらすなど、生態系に影響を与えています。また、化学物質の中には生物に対して毒性を持つものがあり、同様に生態系に影響を与えています。

(4) 地球環境の変化による危機

地球温暖化など、地球環境の変化による生物多様性への影響のことです。地球温暖化のほか、強い台風の頻度が増すことや降水量の変化などの気候変動などは生物多様性に深刻な影響を与える可能性があり、その影響は完全には避けることができないと考えられています。



第2章 ガイドライン策定にあたって

1. ガイドライン策定の背景と目的

近年、森林の荒廃や、乱開発・乱獲といった人間活動、外来生物の侵入などにより、重要な野生生物の生息・生育環境が消失し、生物多様性の低下が危惧されています。そのような中、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進し、豊かな生物多様性を保全し、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全に寄与することを目的に、生物多様性基本法が平成20年に制定されました。また、平成22年に愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、これ以上生物多様性が失われないよう行動をしていくことが決まりました。

本町は、豊かな自然環境に恵まれ、重要な動植物をはじめ多種多様な生物が生息・生育しています。また、第四次島本町総合計画（平成23年3月策定）や島本町都市計画マスタープラン（平成24年6月改定）などにおいては、自然環境の保全について、島本町環境基本計画（平成26年8月策定）においては、それに併せて生物多様性の保全・創出について触れられています。

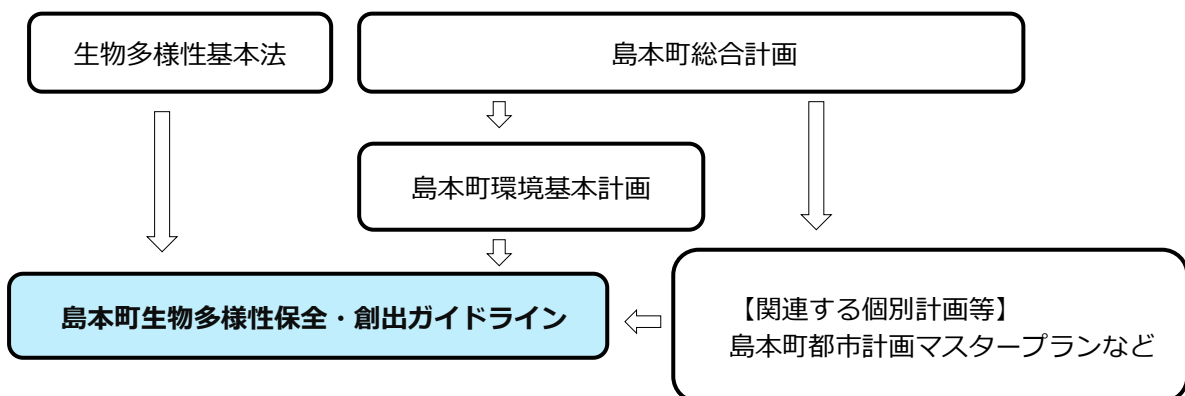
本町の豊かな自然環境を維持するためには、本町が生物多様性に関する情報を住民や事業者に提供するとともに、重要な野生生物の保護、外来生物対策の推進、野生鳥獣の適正管理などが必要です。

また、現在、本町が各種の事務事業を行う上で生物多様性のあり方や配慮すべき事項を定めていないことから、どのように生物多様性に配慮していくべきなのか整理する必要が生じています。

これらのことから、本ガイドラインを策定し、各部局が事務事業を行うにあたって活用することで、本町の生物多様性の保全・創出に寄与することを目的としています。

2. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、本町の生物多様性のあり方や配慮すべき事項について示すものであり、生物多様性基本法に定める地方公共団体の責務に基づき、本町の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした島本町環境基本計画に基づくものとして位置づけます。



第3章 島本町における生物多様性

1. 島本町の自然

標高は、最低点が淀川で8.5m、最高点が北部の釈迦岳で631mであり、高低差は約623mあります。地形は、北部が標高400m～600mの山地、中部が標高100m～250mの丘陵地で、町域の約7割を山岳丘陵地が占めており、淀川に面した南部は平坦地となっています。また、丘陵地から山地にかけては、天王山断層など2つの活断層の存在が明らかになっています。

気候は、瀬戸内海気候区の東端にあたるため温暖な気候帯にあたり、6月の梅雨期と9月の台風期に降水量が多く、冬期には降水量が少なくなります。

町域は、淀川水系の一級河川である水無瀬川の流域から成り立っており、水無瀬川は町域北部の釈迦岳付近に源流を発生し、山間部を経て市街地を流れ、淀川に注いでいます。また、水無瀬川周辺は、住民のやすらぎと憩いの場として親しまれており、ふるさとのシンボルとしてのホテルなどの動植物や水生生物も見られます。

本町の地下水について、大阪府内で唯一、環境庁（現環境省）認定の「名水百選」に選ばれた「離宮の水」があります。この地下水は水無瀬川の伏流水で、本町の水道水源や工業用水として広く利用されています。

島本町は樹林地や草地、水辺といった多様な自然環境が存在しており、町域は大きく、(1)山地、(2)里地里山、(3)市街地、(4)河川敷の4つに分けることができます。（※平成23年度島本町自然環境調査等業務報告書）

(1) 山地

北摂山系の一部をなしており、近隣の他市町と一体の森林生態系を形成しています。山地一帯では、二次林のコナラを含む雑木林が広く分布しており、山麓から山腹にかけて竹林が多く見られるほか、大沢・尺代周辺ではスギ・ヒノキが広く分布しています。また、シイ・カシなどの常緑広葉樹は減少しており、尺代や若山神社付近などにわずかに残っています。樹木については、大阪府の指定天然記念物となっている「大沢のすぎ」があります。なお、竹林については、竹材利用の減少、竹林所有者の高齢化や担い手不足といった要因により、放置竹林が増え、周辺の広葉樹林や人工林に広がりつつあります。なお、スギ・ヒノキの高齢針葉樹林については、平成30年9月の台風第21号の影響により風倒害を受け、甚大な被害が発生したことから、森林・竹林整備のあり方が課題となっています。

(2) 里地里山

集落付近では田や畑として利用され、山地との境界はタケノコ生産のための竹林としても利用されてきました。また、農業用ため池も点在しています。若山神社は大阪府自然環境保全地域、大阪府生物多様性ホットスポット（Cランク）に指定されており、「ツブラジイ林」は都市景観ビジョン・大阪の「大阪の主な景観上重要な要素」の一つとして挙げられています。樹木については、大阪府の指定天然記念物となっている「尺代のやまもも」、「若山神社のツブラジイ林」があります。

(3) 市街地

市街地に残る農耕地の大部分は都市農地の性格を色濃く持ち、町村部では全国的に珍しい生産緑地の指定をしています。しかしながら、住宅開発や企業立地に伴い、耕作地面積は減少しつつあります。また、小規模な樹林が社寺林などの形で残っています。

農地のネットワークは、水辺生態系のネットワークでもあります。灌漑水路のネットワークは一時的な利用のみで常時は水流が見られないものが多いですが、一部は生物の流動に重要な基盤となっています。

(4) 河川敷

淀川河川敷は、下流域に至るまで河川公園としての利用が多いです。一部は運動公園として芝生地が広がりますが、ゴルフ場跡地周辺部には以前からヤナギ林が成立し森林化が進み、湿性草原としての特徴は失われつつあります。



現在の水無瀬川



昭和18年頃の水無瀬川

2. 島本町のあゆみ

本町は、古くから水路（淀川）、陸路（西国街道）による交通の要衝として栄え、日本の歴史に大きな足跡を残してきました。

明治 22 年の市制町村制の施行に伴い、7カ村（大沢村、尺代村、山崎村、東大寺村、広瀬村、桜井村及び高浜村）が合併し、島本村（人口 2,621 人）が誕生しました。また、大正末期にはウイスキー蒸溜所や紡績工場が建設され、鉄道沿線にある立地などから、大阪近郊の工業地として発展し、昭和 15 年に町制（人口 6,056 人）を施行しました。

戦後、都市圏の拡大に伴い企業立地や住宅開発が進み、高度経済成長期には人口が急速に増加しました。その間、都市基盤の整備に追われ、昭和 50 年代には町財政は深刻な危機的状況に直面しました。しかし、昭和 60 年代には、急速な都市化の波は沈静化し、平成に入ってからは、人口はほぼ横ばいで推移しました。

平成 20 年 3 月に J R 島本駅が開業し、平成 22 年に高浜地区に大規模マンションが建設されるなど本町を取り巻く環境は大きく変わり、平成 23 年 2 月には総人口が約 8 年ぶりに 3 万人を超えました。また、近年では大型マンションや戸建住宅の建設が続き、今後の人口増加が見込まれます。



昭和 29 年頃の航空写真
西国街道に沿って住宅が見られるが、
多くは田畑であった。



昭和 10 年頃の淀川の渡し



昭和 14 年頃の楠公道路

3. 島本町における生物多様性の現状と課題

(1) 竹林の拡大

本町に現存している孟宗竹は、成長スピードの速い種となっており、竹林の森林への拡大・侵入は、成長阻害を受けた広葉樹の枯死や、水源涵養機能の低下など、深刻な問題を引き起こします。竹材利用の減少、竹林所有者の高齢化や担い手不足といった社会的背景が、放置竹林が増える要因となっています。



管理されていない竹林



管理されている竹林

(2) 外来生物の侵入

人間が地域の外から持ち込んだ生物を外来生物といい、地域の生物多様性に悪影響を与える恐れがあるため、注意が必要です。また、外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼしたり、及ぼす恐れのあるものは、環境省により特定外来生物として指定されており、本町では、アライグマ、ヌートリア、ウシガエル、オオクチバス、ブルーギル、カダヤシなどが確認されています。これら特定外来生物については、早期に防除対策を実施することが望まれます。



アライグマ



オオクチバス

(3) 人間による社会経済活動

我々人間の社会経済活動は、ときには自然環境を損ねる恐れがあり、自然環境を土台として生み出されていることも考えなければなりません。市街地の生物多様性の基盤となる農地は、住宅開発等により減少しつつあります。今後は、社会経済活動を行うにあたって、環境配慮を織り込むことに加え、地域における自然的、経済的、社会的特性に合わせた、多様で持続可能な地域づくりを検討することが不可欠となります。



阪急水無瀬駅



国道171号

(4) 野生生物の適正管理

シカやイノシシなどの有害鳥獣による農林業被害の防除や人身被害の防止のため、個体数の調整が必要です。また、シカは木の皮や下草を食べ、植生の消失を招く恐れがあります。



イノシシ



シカ

第4章 島本町の生物多様性を保全・創出していくために配慮すべきこと

1. 島本町の生物多様性に対するビジョンと考え方

本町は、大阪市と京都市という二つの政令指定都市の間にあり、利便性の高い都市圏に位置しながら、町域には樹林地や農地、草地、水辺といった多様な自然環境が存在し、豊かな生物多様性を維持しています。身近に生物多様性を享受できる環境があることは、本町の住民の生活の質を高めるとともに、良好な子育て環境、災害の予防、ヒートアイランドの抑制、食料生産や緊急避難場所にもなり、重要な財産となっています。この貴重な財産である生物多様性の恩恵を、住民だけでなく、多くの方に享受いただくため、また、未来の世代に残していくために、以下の考え方により生物多様性に配慮していくことが必要です。

- ・本町での社会経済活動や日常生活は、町域内外の様々な生物多様性の恩恵を受け成り立っています。本町の事務事業を行うにあたっては、生物多様性の保全・創出について、可能な限り努力を行う必要があります。また、住民・事業者・行政機関（国・府など）が行う事業・取組についても、可能な限り本ガイドラインの内容を尊重してもらえよう協力を求めます。
- ・山、川、田畑などの自然環境だけではなく、都市部の公園、道路や水路などにも、生物多様性のネットワークが構築されています。生物多様性の保全・創出を行う際は、地域にあった取組を行う必要があります。
- ・町単独で町内すべての生物の状況を把握することは困難であり、たいへん労力が必要となるものです。そのため、住民・事業者などから提供される情報を集約し、協力し合うことで、島本町全体で生物多様性保全・創出への課題に取り組むことができます。
- ・社会経済活動と生物多様性の保全・創出は複雑な関係にあります。本ガイドラインは社会経済活動と生物多様性の保全・創出についてバランスを取るためのツールであり、社会経済活動を否定するものではありません。本町として、環境、社会、経済が統合的に向上した持続可能な地域づくりを行っていく必要があります。

2. 配慮事項と取組内容の考え方

- ・各事業主体で事務事業を行う際は、配慮事項にある内容を確認・検討して取り組みましょう。また、できるだけ多くの事項に対応していくことが望まれますが、取り組める部分から積極的に対応していく姿勢が求められます。
- ・配慮事項は社会の変化や新たな技術革新などで変化する可能性があります。本ガイドラインに記載のないことについても、何を実施すれば生物多様性に配慮できるかを主体的に考え、実行しましょう。
- ・本町では、これまでも生物多様性の保全につながる取組を行っており、今後も継続して実施することで、現在の自然環境の維持につなげます。

3. 配慮事項・取組内容

(1) 緑地の保全・創出

- ・市街化された地域が増えた今、大きく緑を増やすことは困難です。そのため、新たに事業を行う際は、壁面緑化や屋上緑化など、少しでも緑を増やすことができないか検討することが望まれます。
- ・植樹を行う際は、できるだけ地域に生育する植物を利用することが望まれます。また、地域の生態系に悪影響を与えると考えられる外来種や遺伝子攪乱のおそれがある他地域の在来種の利用は控えることが望まれます。なお、在来種の苗を入手することが困難な場合、早期に計画を立て、現地や付近の地域で種子などを採取し、育苗する方法もあります。
- ・学校などの公共施設は一定の間隔で設置されていることが多く、それらの施設で新たな緑化や適切な維持管理を行うことは、町域内で生物の生息域のつながり（エコロジカル・ネットワーク）を生み出すことにつながります。
- ・河川や水路といった水辺付近の植物の保存や新たな植栽を行うことは、昆虫などの小動物に生息場所を提供するとともに、鳥類及び魚類の採餌・休憩場所の提供、水温上昇の抑制などの効果があります。また、落ち葉は植食性の昆虫のエサとなり、これを肉食性の昆虫や淡水魚が食べます。
- ・道路は都市と郊外、自然環境の豊かな地域とを繋いでおり、道路法面の緑化は緑のネットワーク化につながります。また、緑化にあたっては、改変される土地や付近の土地の表土をあらかじめ採取し活用することで、地域固有の植物種による緑化が図れます。

(2) 希少な動植物の生息・生育環境の保全

- ・事業により希少な動植物の生息・生育環境が消失するおそれがある場合、消失の回避を最優先とします。希少な動植物の生息・生息環境への影響が回避できない場合、影響が最小となるよう検討することが望まれます。なお、代替となる生育・生息環境を確保する場合は、学識者の指導を仰ぐとともに、対象となる動植物の特性を把握し、生育・生息環境として適切な場所の選定や整備に努めることが希少な動植物の保全につながります。
- ・希少な動植物の保護を行う際は、必要に応じて個体そのものの移動、植物であれば種子の採取による保管、育苗などにより個体そのものを保全する対策についても検討が望まれます。また、対策実施後には、対象種の生育・生息状況などを把握するためのモニタリングを実施するなど、事業実施による効果を継続的に把握することも重要です。

(3) 有害鳥獣・外来生物対策

- ・シカは柔らかい芽生えを好んで食べるため、食害により植生の単純化や生物多様性の低下を生じさせます。また、イノシシは農産物に対する食害や人に危害を加える恐れがあります。このため、本町では、地域住民等との連携による有害鳥獣の捕獲を行い、シカ・イノシシの頭数の管理に努めます。
- ・外来生物は、在来生物と交雑して遺伝的攪乱を生じさせ、他の生物を排除し、生物の多様性を低下させるなどの影響を及ぼします。所有する施設に外来植物が繁茂していることが判明した際は、適切に駆除する必要があります。外来植物の種子が成熟する前に草刈りを行うなど、維持管理作業の時期を考慮することで、繁茂を効率よく抑制できる可能性があります。

- ・特定外来生物のアライグマは本町においても生息しており、生態系への影響、農林業、文化財などへの被害を及ぼしています。本町では特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づき、防除に努めます。特定外来生物については、セアカゴケグモやオオクチバスも生息しており、今後生息域が拡大しないよう努めます。
- ・外来生物については、新たに国内で発見されたものや外来生物法に基づく特定外来生物に指定される可能性があるかなど、国・府などの動向を注視し、住民・事業者に対し適切な情報提供に努めるとともに、必要に応じてモニタリングを検討します。

(4) 森林・竹林整備

- ・様々な高さの木や下草がバランス良く生え、色々な年齢・樹種により構成された森林を整備することは、生物多様性の向上につながります。保安林の指定、サントリー天然水の森の取組、ボランティア、森林組合や各種補助金の活用等などにより、整備を促進します。
- ・伐採されずに放置しているスギ、ヒノキの高齢針葉樹林は大型の台風による風倒害を受けやすい状況にあります。その一方で、広葉樹林は風倒害を引き起こしにくいとされています。広葉樹苗木の植栽を行うことにより、気象災害に強い森林を造成することが可能です。
- ・竹は繁殖力が強いことから、管理を行わないと周辺の広葉樹林や人工林に広がり、これらの樹木の植生へ害をなし、樹林の生物多様性の低下を招くおそれがあります。竹林林縁部の集中的な刈り込みを行うなど、適正に伐採して広がらないようにすることが望まれます。

(5) 農地保全の推進

- ・農地やその周辺の畦は、多様な生物の生息場所となっていることから、本町では遊休農地のパトロールや生産緑地の指定など、営農希望者が農地を維持するための支援等を図り、農地が保全されるよう働きかけます。

(6) 情報蓄積・収集・共有

- ・本町では、平成 23 年度に自然環境調査及び植生調査を実施しました。今後も定期的に調査を実施することで、経年変化を把握することができ、生物多様性の保全活動に反映することができます。なお、高い専門知識や技術を要する調査は、多くの生物群の分類や生態に精通した専門機関や学識者の力が必要です。
- ・住民・事業者・学校などが実施している調査データを収集することで、本町で把握しているデータの補完を行うことができます。
- ・調査は住民・事業者・学校などと協力しながら行うことで、生物多様性に関し、広く住民に知ってもらうことができ、また、広域的に調査を行うことができます。
- ・蓄積した調査結果を適切に管理し、また、公表することで、本町の事務事業だけでなく住民・事業者・学校などの取組や検討に寄与することができます。また、国・府・関連研究施設等と適切に調査結果を共有することで、広域的な生物多様性施策にも反映することができます。なお、事業を行う際の効果測定等の基礎データとしても活用できます。
- ・住民・事業者に対し、生物多様性に関する正しい情報を理解してもらい、また、興味を持ってもらうため、ホームページや広報などで周知・啓発します。

(7) 各種基盤整備等で配慮すべき施工方法例

各施工場所によって基本となる施工方法はありますが、可能な限り生物多様性に配慮した施工を行うことが望まれます。

- ・河川や水路の改修工事などでは、石詰のかご枠工や石張り工など、石積みを使った構造を取り入れたり、多孔質材料を使用することで、水生生物の生息場所を創出することができます。また、石については現地採取のものを採用することが望まれます。水生生物が外敵から身を隠し、安心して生活や繁殖のできる穴や隙間を確保することは、生物多様性の向上につながります。
- ・側溝や横断溝などに小動物が落下すると、脱出できずに死んでしまうおそれがあります。そのため、落ちた小動物が這い上がれるように、スロープを付けたり、構造を工夫することが生物多様性の向上につながります。
- ・新しい水路の選定にあたっては、対象路線内の保護すべき生物の生息・生育環境や豊かな生態系空間はできるだけ保存し、路線を迂回するなどの配慮が望まれます。さらに、増水時や濁水時に逃げ場所となる場所や、水路底の中央に深みを設置し、低水期の水場を確保することが望まれます。
- ・ため池沿いの管理道路や散策路は、カエルなどの両生類の通り道となるため、アスファルトやコンクリートによる舗装をできるだけ避けることが望まれます。また、必要に応じて轍の部分のみの舗装などが望まれます。
- ・事業実施にあたっては、生息する生物の繁殖時期や集団渡来時期を把握し、必要に応じてその時期を避けた工事実施期間や立ち入り制限区域の設定、低騒音・低振動の重機の使用などが望まれます。
- ・現場内の表土は、在来植物の種子などが含まれており有用であることから、工事に先立ってできるだけ保存し、植生復元に再利用することが望まれます。なお、地表から30～50cmの表土が有効とされています。
- ・事業実施にあたって、可能な限り改変面積を小さくするなど、現地形の保全に努めることは、在来種の保全や野生生物の生息・生育環境及び移動空間の確保につながります。大規模な切土による地形の改変は自然環境に与える影響も大きく、事業により希少な動植物の生息・生育環境の消失にもつながります。地形改変が最小となるよう橋梁やトンネルの活用や擁壁の改善などの道路構造の検討を行い、環境消失の回避に努めることが望まれます。
- ・透水性舗装は、舗装路面から浸透した雨水を、舗装各層（路盤）を通して路床にまで浸透させる舗装です。そのため、地下水涵養、雨水流出抑制、地中の微生物の涵養といった効果が期待されます。
- ・鳥類や飛翔性の昆虫類は、道路を横断する時に十分な飛行高度が確保されないと走行する自動車に衝突するおそれがあります。道路周辺に周囲の景観に配慮しながら樹木を植栽することで、樹木の上を飛行するようになり、衝突を回避できます。
- ・土の畦は、昆虫類、両生類や爬虫類の隠れ場所、えさ場、越冬場所などになることから、可能な限り残すことが望まれます。多様な生物がいれば複雑な生態系ができ、害虫の発生を抑えます。
- ・照明設備を設置する際は、その照明器具から漏れる光が、周辺の動植物や人間の諸活動へ影響する恐れがあることから、照明の目的に応じ、適切な照射レベルの照明器具を設置することが望まれます。

(8) 地域との連携

- ・住民や事業者が地域の自然環境に理解を深め、主体的な環境保全活動が維持されるよう、本町は働きかけを行います。住民団体等と意見交換を通じた合意形成を図り、樹木の伐採などの作業は地域住民と共同で行うことが望まれます。
- ・住民参加による地域の自然環境の保全活動により、地域の多様な生物の生息・生育環境を維持・創出することが可能です。このような活動では、活動を継続していくために地域でのネットワークづくりが重要です。

(9) 環境学習

- ・本町の豊かな自然を生かし、身近な生物や生物多様性への理解を深めることを目的に、自然観察会の開催や自然とのふれあいの場を創出します。
- ・本町では平成 26 年 8 月に島本町環境基本計画を策定し、その計画を推進するため設立された住民団体「しまもと環境・未来ネット」の活動を支援しています。今後も引き続き「しまもと環境・未来ネット」と協力し、様々な世代の住民への環境学習に努めます。

(10) 河川等水質の監視

- ・工場などからの排水が法令等を遵守したものとなるよう監視することは、河川などの生物の生息環境の保全につながります。本町では水無瀬川など河川等の水質測定を行っており、今後も監視を続けます。

(11) 河川敷の保全

- ・河川敷の草地は、ハタネズミやカヤネズミ、キツネ、猛禽類など大阪府では貴重になった生物を育む貴重な生息地となっています。定期的に草刈りを行うなど、草地を維持することで河川敷の生物多様性を保全できます。また、淀川河川敷については国土交通省と連携した取組を検討します。

(12) ペットの適正・終生飼養の啓発

- ・ペットの適正・終生飼養が行われるよう啓発を行うことは、動物愛護の意識の向上やペットの野生化の防止を図り、生態系や人の身体などへの被害の低減につながります。

(13) ごみに関する啓発

- ・適切にごみ出しを行うよう啓発を行うことは、不用意に捨てられた生ごみが有害鳥獣などのエサとなることを防ぎ、生態系や人の身体への被害の低減につながります。
- ・河川や山林などへの不法投棄は、廃棄物から出る有害物質により、周辺に悪影響を及ぼす恐れがあります。不法投棄が行われないよう、本町ではパトロールや啓発活動を行います。

(14) 地球温暖化防止対策の推進

- ・地球温暖化により地球環境が変化し、生物多様性に影響が生じるおそれがあります。本町では、国が実施する国民運動 COOL CHOICE の普及啓発活動を行い、地球温暖化防止に努めます。

資料編

1. 島本町における自然環境の概況

本町では平成 23 年度に自然環境調査及び植生調査を行いました。それらの調査結果と本ガイドラインを用い、生物多様性の保全・創出に努めることとします。ここでは、主だったものについて記載します。

(1) 植生

① 生育が確認された植物の状況

分類群			科数	種数
シダ植物			18科	85種
種子植物	裸子植物		7科	11種
	被子植物	双子葉植物	88科	402種
		単子葉植物	14科	136種
合計			127科	634種

資料：島本町植生調査等業務報告書（平成 23 年度）

② 生育が確認された重要な植物

分類名	科名	種名	環境省 レッドリスト	大阪府 レッドリスト	京都府レッド データブック
シダ植物	ハナヤスリ	コヒロハハナヤスリ	-	-	絶滅危惧種
	ホウライシダ	ハコネシダ	-	-	絶滅危惧種
	イノモトソウ	アマクサシダ	-	-	絶滅危惧種
	オシダ	ミヤコヤブソテツ	-	-	絶滅危惧種
		ヒロハヤブソテツ	-	-	絶滅危惧種
	イワデンダ	フモトシケシダ	-	-	絶滅危惧種
	ウラボシ	アオネカズラ	-	準絶滅危惧	絶滅寸前種
被子植物	ブナ	ウバメガシ	-	-	要注目種
	ニレ	コバノチョウセンエノキ	-	-	準絶滅危惧種
双子葉類	マツブサ	マツブサ	-	-	準絶滅危惧種
	ケシ	キケマン	-	-	準絶滅危惧種
離弁花群	ベンケイソウ	オノマンネングサ	-	-	-
	バラ	ユキヤナギ	-	絶滅危惧Ⅱ類	要注目種
	ミカン	フユザンショウ	-	-	要注目種
	シソ	ミソコウジュ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	準絶滅危惧種
	ゴマノハグサ	カワチシャ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	準絶滅危惧種
被子植物	ユリ	ノカンゾウ	-	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧種
		アマナ	-	-	-
単子葉類	イグサ	ハナビゼキショウ	-	-	準絶滅危惧種
		ウキシバ	-	準絶滅危惧	絶滅危惧種
	カヤツリグサ	ヤガミスゲ	-	準絶滅危惧	準絶滅危惧種
		ミコシガヤ	-	準絶滅危惧	準絶滅危惧種
		コカンスゲ	-	-	準絶滅危惧種
	ラン	ギンラン	-	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧種
		キンラン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧種
コ克蘭		-	-	要注目種	

注：「環境省レッドリスト」環境省レッドリスト 2019（環境省）

「大阪府レッドリスト」大阪府レッドリスト 2014（大阪府）

「京都府レッドデータブック」京都府レッドデータブック 2015（京都府）

資料：島本町植生調査等業務報告書（平成 23 年度）

(2) 動物

① 生息が確認された動物の状況

分類群	目数	科数	種数
哺乳類	5目	13科	18種
鳥類	15目	38科	98種
両生類	2目	7科	14種
爬虫類	2目	6科	13種
魚類	8目	13科	26種
昆虫類	21目	333科	1999種
底生動物	19目	83科	189種
土壌動物	33目	175科	247種
合計	105目	668科	2604種

資料：島本町自然環境調査等業務報告書（平成 23 年度）

② 生息が確認された重要な動物（哺乳類）

目名	科名	種名	大阪府レッドリスト	京都府レッドデータブック
モグラ	トガリネズミ	ジネズミ	情報不足	-
ネズミ	リス	ニホンリス	-	-
		ムササビ	-	準絶滅危惧
	ネズミ	カヤネズミ	-	準絶滅危惧

資料：島本町自然環境調査等業務報告書（平成 23 年度）

③ 生息が確認された重要な動物（鳥類）

目名	科名	種名	種の保存法	環境省レッドリスト	近畿地区鳥類レッドデータ	大阪府レッドリスト
ペリカン	ウ	カワウ	-	-	-	-
コウノトリ	サギ	ササゴイ	-	-	-	-
カモ	カモ	オシドリ	-	情報不足	-	-
タカ	タカ	ミサゴ	-	準絶滅危惧	絶滅危惧種(通)	-
		ハチクマ	-	準絶滅危惧	危機的絶滅危惧種(繁)	絶滅危惧Ⅰ類
		ツミ	-	-	準絶滅危惧種(繁)	絶滅危惧Ⅱ類
		ハイタカ	-	準絶滅危惧	-	-
		ノスリ	-	-	絶滅危惧種(冬)	準絶滅危惧
		サシバ	-	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧種(繁)	絶滅危惧Ⅰ類
	ハヤブサ	ハヤブサ	国内希少野生動物	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧種(通)	-
キジ	キジ	ヤマドリ	-	-	-	-
チドリ	チドリ	コチドリ	-	-	絶滅危惧種(繁、冬)	準絶滅危惧
		イカルチドリ	-	-	絶滅危惧種(繁、冬)	絶滅危惧Ⅱ類
		ケリ	-	情報不足	-	準絶滅危惧
	シギ	イソシギ	-	-	絶滅危惧種(冬、夏)	準絶滅危惧
ハト	ハト	アオバト	-	-	-	-
カッコウ	カッコウ	ツツドリ	-	-	準絶滅危惧種(繁)	準絶滅危惧
		ホトトギス	-	-	絶滅危惧種(繁)	-
フクロウ	フクロウ	アオバズク	-	-	絶滅危惧種(繁)	絶滅危惧Ⅱ類
		フクロウ	-	-	絶滅危惧種(繁、冬)	準絶滅危惧
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	-	準絶滅危惧	絶滅危惧種(繁)	絶滅危惧Ⅱ類
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	-	-	準絶滅危惧種(繁)	-
キツツキ	キツツキ	アオゲラ	-	-	準絶滅危惧種(繁、冬)	-
		オオアカゲラ	-	-	危機的絶滅危惧種(繁、冬)	準絶滅危惧
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	-	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧種(繁)	絶滅危惧Ⅱ類
		カワガラス	カワガラス	-	-	絶滅危惧種(繁、冬)
	ミソサザイ	ミソサザイ	-	-	準絶滅危惧種(繁)	-
	ツグミ	コルリ	-	-	-	-
		クロツグミ	-	-	絶滅危惧種(繁)	-
	ウグイス	オオヨシキリ	-	-	準絶滅危惧種(繁)	準絶滅危惧
		センダイムシクイ	-	-	絶滅危惧種(繁)	準絶滅危惧
		セッカ	-	-	準絶滅危惧種(繁)	準絶滅危惧
	ヒタキ	キビタキ	-	-	-	-
		オオルリ	-	-	-	-
		エソビタキ	-	-	準絶滅危惧種(通)	-
		コサメビタキ	-	-	準絶滅危惧種(繁)	絶滅危惧Ⅱ類
	カササギヒタキ	サンコウチョウ	-	-	準絶滅危惧種(繁)	-
	シジュウカラ	コガラ	-	-	-	-
ホオジロ	クロジ	-	-	-	-	

資料：島本町自然環境調査等業務報告書（平成23年度）

④ 生息が確認された重要な動物（両生類・爬虫類・昆虫類・魚類・底生動物・土壌動物）

区分	目名	科名	種名	文化財 保護法	環境省 レッドリスト	大阪府 レッドリスト
両生類	有尾	サンショウウオ	ヒダサンショウウオ	-	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
		オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	国指定特別天然記念物	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
		イモリ	アカハライモリ	-	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル	-	-	絶滅危惧Ⅱ類
		アカガエル	ヤマアカガエル	-	-	絶滅危惧Ⅱ類
			トノサマガエル	-	準絶滅危惧	準絶滅危惧
		アオガエル	シュレーゲルアオガエル	-	-	準絶滅危惧
			モリアオガエル	-	-	-
	カジカガエル	-	-	-	-	
爬虫類	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	-	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	有鱗	ナミヘビ	タカチホヘビ	-	-	準絶滅危惧
			アオダイショウ	-	-	-
			シロマダラ	-	-	準絶滅危惧
			ヤマカガシ	-	-	準絶滅危惧
			ヒバカリ	-	-	絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類	トンボ	ヤンマ	マルタンヤンマ	-	-	準絶滅危惧
	カマキリ	カマキリ	ヒナカマキリ	-	-	準絶滅危惧
	コウチュウ	ホタル	ヒメボタル	-	-	準絶滅危惧
			ヘイケボタル	-	-	準絶滅危惧
			ゲンジボタル	-	-	-
		テントウムシ	クロスジチャイロテントウ	-	-	準絶滅危惧
		カミキリムシ	ルリボシカミキリ	-	-	絶滅危惧Ⅱ類
	ハエ	カ	トワダオオカ	-	-	-
チョウ	タテハチョウ	オオムラサキ	-	準絶滅危惧	準絶滅危惧	
魚類	コイ	コイ	アブラハヤ	-	-	情報不足
			タカハヤ	-	-	-
			ムギツク	-	-	絶滅危惧Ⅱ類
			カマツカ	-	-	-
			コウライモロコ	-	-	-
		ドジョウ	ドジョウ	-	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	ナマズ	ギギ	ギギ	-	-	準絶滅危惧
			アカザ	アカザ	-	絶滅危惧Ⅱ類
	サケ	サケ	アマゴ（サツキマス）	-	準絶滅危惧	情報不足
	ダツ	メダカ	メダカ	-	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
スズキ	ハゼ	ドンコ	-	-	-	
底生動物	盤足	カワニナ	カワニナ	-	-	-
	トンボ	ムカシトンボ	ムカシトンボ	-	-	準絶滅危惧
		サナエトンボ	フタスジサナエ	-	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	カメムシ	ナベブタムシ	ナベブタムシ	-	-	準絶滅危惧
コウチュウ	ホタル	ゲンジボタル	-	-	-	
土壌動物	盤足	カワザンショウガイ	ウスイロオカチグサ	-	-	-
	マイマイ	ベッコウマイマイ	ヒメカサキビ	-	準絶滅危惧	-
			ウメムラシタラガイ	-	-	-
		ナンバンマイマイ	ケハダビロウドマイマイ	-	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	オナジマイマイ	クチマガリマイマイ	-	準絶滅危惧	-	

資料：島本町自然環境調査等業務報告書（平成 23 年度）

(3) 特定外来生物

分類名		種名
植物	被子植物	ナガエツルノゲイトウ（ヒユ科）
	双子葉植物 離弁花類群	アレチウリ（ウリ科）
	被子植物 双子葉類	オオカワヂシャ（ゴマノハグサ科）
	合弁花群	オオキンケイギク（キク科）
被子植物 単子葉類	ボタンウキクサ（サトイモ科）	
動物	哺乳類	アライグマ、ヌートリア
	両生類	ウシガエル
	魚類	オオクチバス、ブルーギル、カダヤシ

資料：島本町植生調査等業務報告書（平成 23 年度）

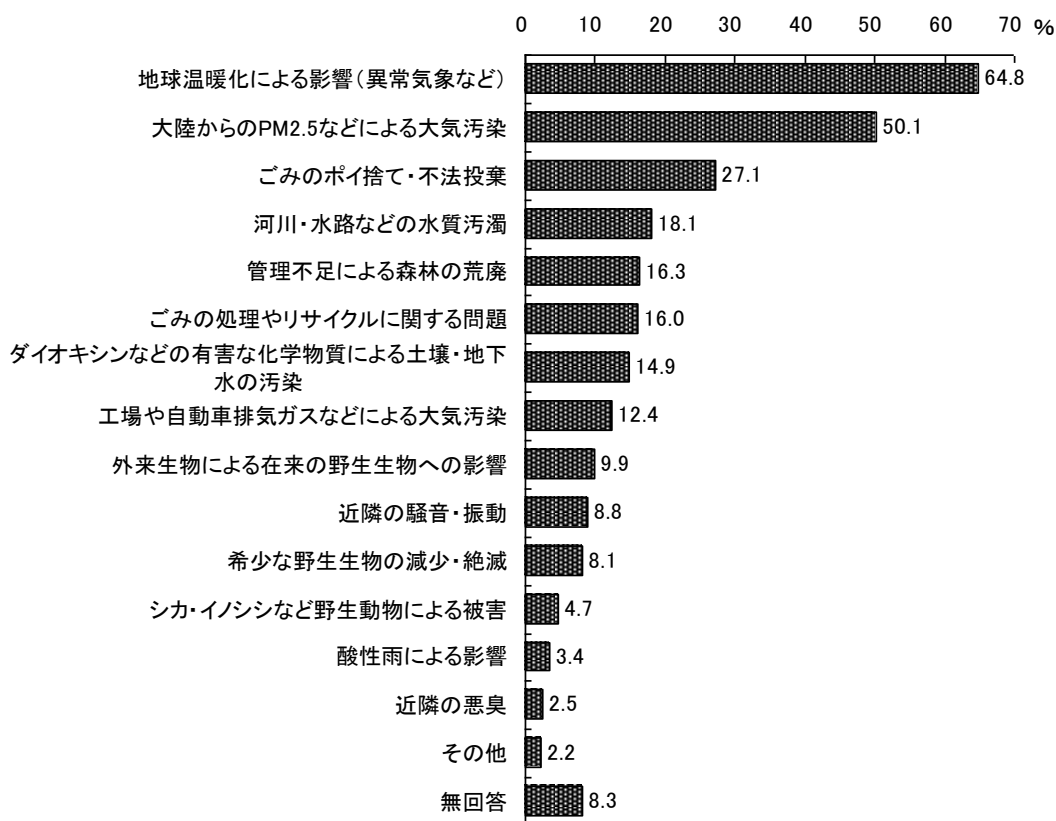
島本町自然環境調査等業務報告書（平成 23 年度）

2. 過去に実施した住民アンケート結果

平成26年8月に島本町環境基本計画を策定した際に、住民アンケートを実施しました。アンケート結果のうち、生物多様性に関連する項目を抜粋しました。

(1) 関心のある環境問題（住民）

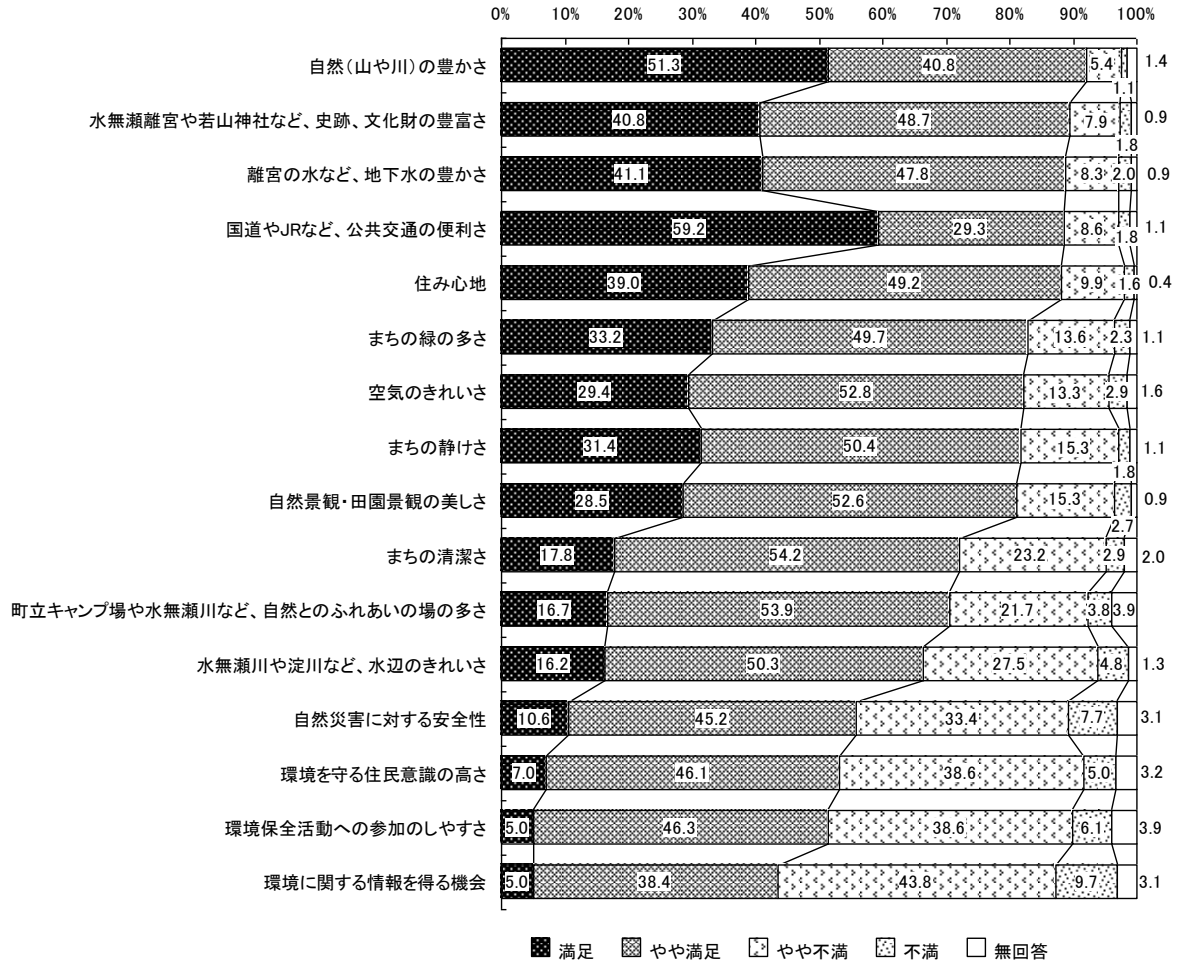
生物多様性に関連する部分では、「管理不足による森林の荒廃」、「外来生物による在来の野生生物への影響」、「希少な野生生物の減少・絶滅」、「シカ・イノシシなど野生動物による被害」の順となっています。



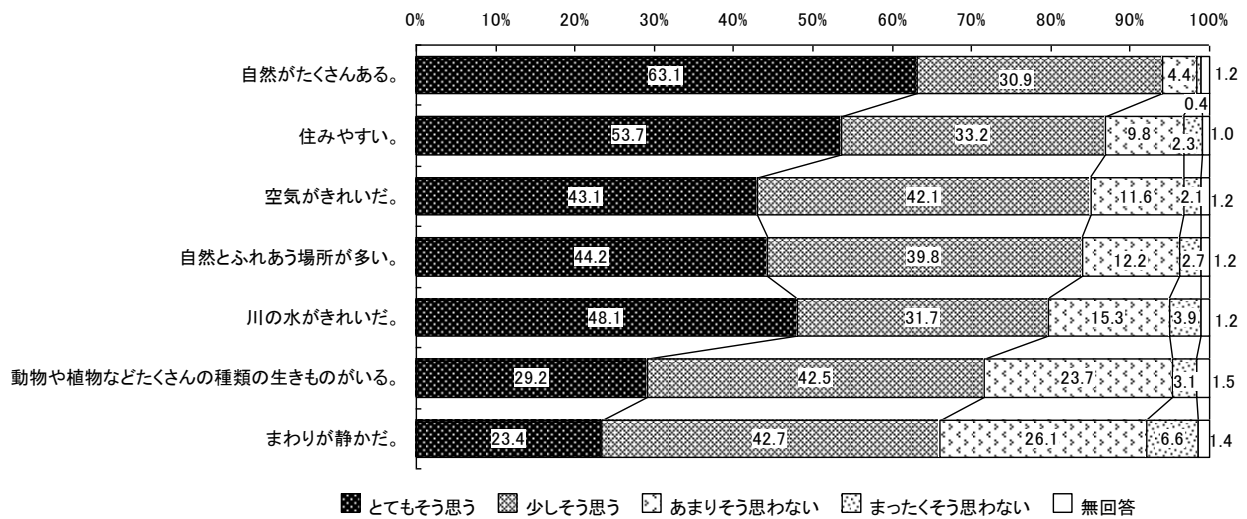
(2) 環境の満足度（住民、小中学生）

「満足」または「やや満足」と回答した割合の合計は、「自然の豊かさ」が最も高くなっています。また、小中学生は、「自然がたくさんある」が最も高くなっています。

<住民>



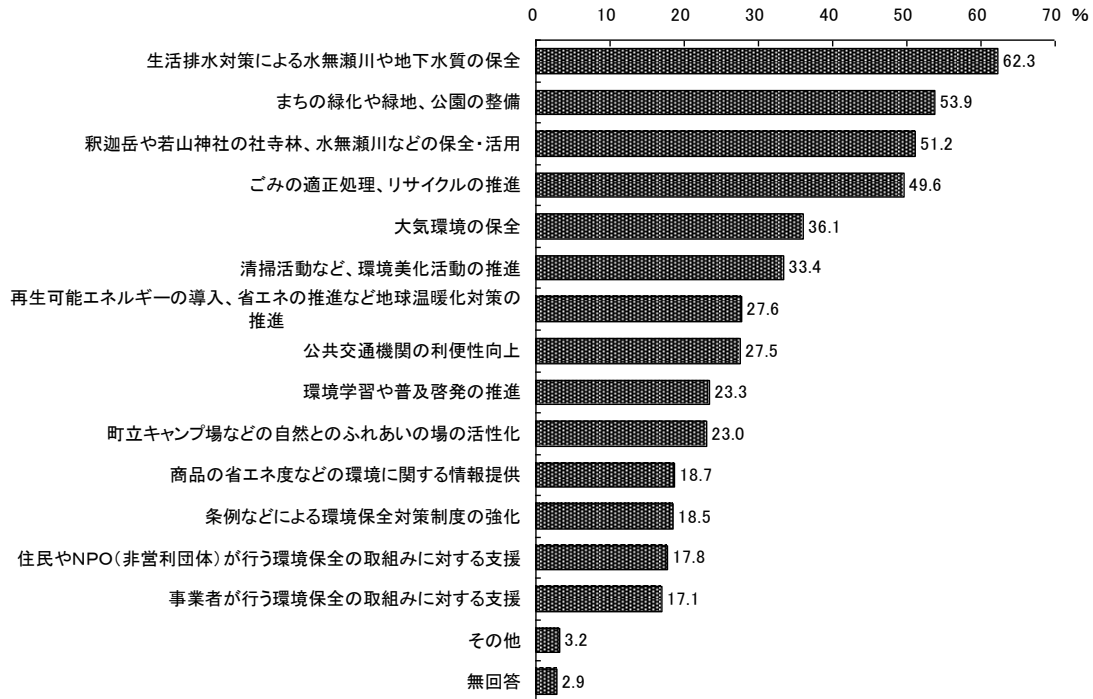
<小中学生>



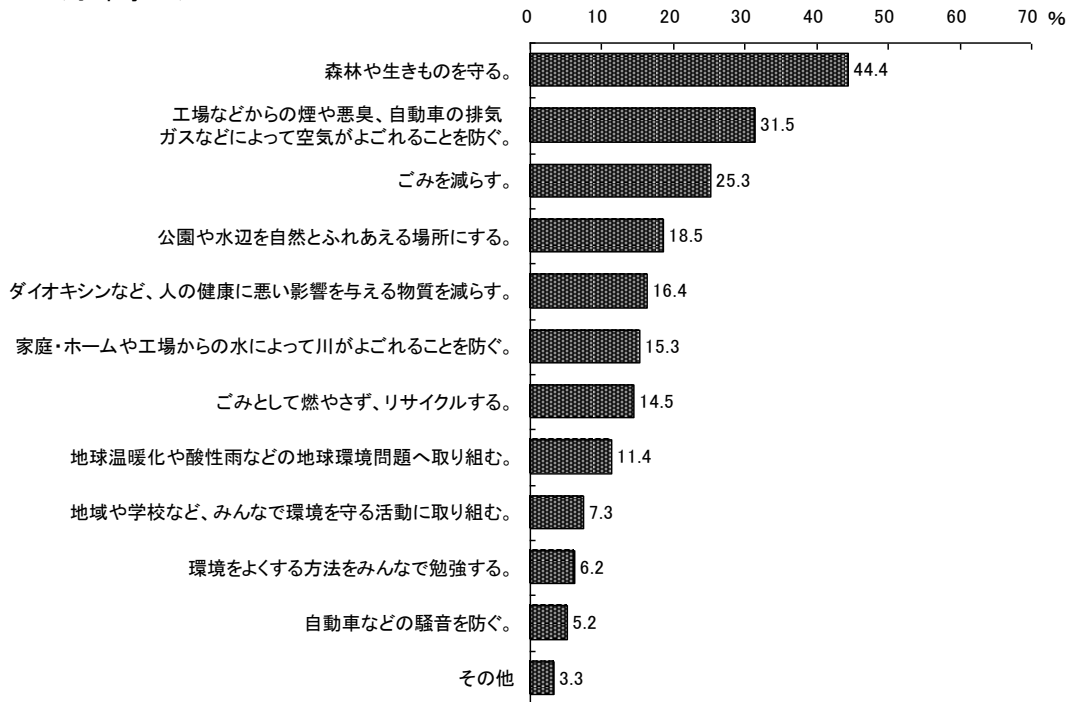
(3) 推進が必要な環境保全に関する取組み（住民、小中学生）

住民では、「まちの緑化や緑地、公園の整備」が最も多く、小中学生では、「森林や生きものを守る」が最も多くなっています。

<住民>



<小中学生>



3. ガイドライン策定の検討経過

本ガイドライン策定にあたっては、島本環境まちづくりチーム設置要綱に基づき、ワークショップを設置しました。ワークショップにて、関係課の意見を集約し、素案の作成に向けた調整などを行いました。その後、島本環境まちづくりチームにて意見照会を通じて素案を固め、島本町環境保全審議会にて報告し、ガイドラインの策定を行いました。

<島本環境まちづくりチーム構成課>

総合政策部	人権文化センター 政策企画課 人事課 コミュニティ推進課
総務部	危機管理室 総務・債権管理課
健康福祉部	いきいき健康課
都市創造部	都市計画課 都市整備課 にぎわい創造課 環境課
上下水道部	工務課
消防本部	管理課 警備第一課 警備第二課
教育こども部	教育総務課 教育推進課 子育て支援課 生涯学習課

<ワークショップ構成課>

総合政策部	政策企画課
総務部	総務・債権管理課
都市創造部	都市計画課 都市整備課 にぎわい創造課 環境課

・参考文献

- 生物多様性国家戦略 2012-2020（環境省 平成24年9月）
- めぐみの星に生きる（環境省自然環境局 平成25年3月）
- 環境省レッドリスト 2019（環境省 平成31年1月）
- 大阪府レッドリスト 2014（大阪府 平成26年3月）
- 京都府レッドデータブック 2015（京都府 平成27年6月）
- 生物多様性配慮指針（兵庫県 平成23年3月）
- 尼崎市生物多様性保全・創出ガイドライン（尼崎市 平成29年1月）
- 島本町環境基本計画（島本町 平成26年8月）
- 島本町自然環境調査等業務報告書（島本町 平成24年3月）
- 島本町植生調査等業務報告書（島本町 平成23年7月）

島本町生物多様性保全・創出ガイドライン

令和元年7月策定

写真提供 : 島本町立歴史文化資料館、しまもと環境・未来ネット

編集・発行 : 島本町都市創造部環境課